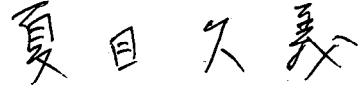


新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 31 日

新潟市教育委員会

教育長



新潟市教育委員会規則第 2 号

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会公印規則（昭和44年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 新潟市公民館運営審議会議長印の項を削る。

別表第2（9）を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。